

減災協議会規約（案）及び減災に向けた取組方針（改定案）について

■変更理由

参画機関の組織改正による構成員の変更

現行

【構成機関】

東京都

- ・ 福祉保健局総務部長

変更箇所

【構成機関】

東京都

- ・ **福祉局総務部長**
- ・ **保健医療局総務部長**

◆ 減災に向けた取組（福祉保健局所管）

⑦ 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認

地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況及び避難訓練実施状況の確認

⇒ 要配慮者利用施設のうち、**社会福祉施設は「福祉局」、病院は「保健医療局」**が所管

⑫ 自助・共助の仕組みの強化

水害リスクも考慮した避難行動要支援者ごとの個別避難確保計画の作成促進

⇒ **「福祉局」**が所管

減災協議会規約（案）及び減災に向けた取組方針（改定案）について

◆改定のポイント

これまでの**取組実施状況等**を踏まえて、減災に向けた取組内容を**拡充**

■取組方針への反映内容

【対象】取組項目	【追加】東京都管理河川を対象とした取組内容
1 ⑧想定最大規模降雨に係る 浸水予想区域図や想定最大規模 高潮による浸水想定区域図等の共有	・洪水浸水想定図の指定 ・多段階の浸水想定図の作成・共有
2 ⑰水防訓練の充実	・都と水防管理団体が共同で実施する 排水ポンプ車を活用した訓練の実施
3 ⑳排水施設、排水資機材の運用方法 の改善及び排水施設の整備等	・本計画（東京都における排水作業準備計画） に基づく実地訓練等の実施
4 ㉓堤防など河川管理施設の整備 （洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	・「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」、 「東京都豪雨対策基本方針（改定）」の公表